

じんけん 人権

～みんなが
幸せになるために～

益城町人権・同和教育推進協議会

Vol.515

「合理的配慮」の 実践

私たちの社会は多様な個人によって構成されています。皆さんは、「合理的配慮」という言葉をご存じですか。合理的配慮とは、障がいの有無にかかわらず、人が生き生きと生活するために必要な配慮のことです。

その一例として、視覚に障がいのある人が一人で買い物をする際、特に大きな商店では、売り場の場所を把握することが難しい場合があります。

このような場合、必要に応じ店員が「売り場まで直接案内する」ことが合理的配慮の一つになります。また、このような配慮を行うには、障がいのある人と事業者などが対話を重ね、社会的

なバリアを取り除くために必要なことを共に検討していくことが重要です。

その話し合いの中で、事業者などがサービスや設備を改善するためのアイデアを出す一方、障がいのある人が自身の経験やニーズを出し合い、お互いの状況を共通理解することで、より効果的な改善策を見つけ出すことができます。

合理的配慮は、障がいのある人にだけ関わることではなく、私たち一人ひとりに関係する事柄です。全ての人が尊重され、自分らしく生きるためには、私たち全員が合理的配慮の意義を理解し、それを行動に移すことが求められます。

令和6年4月から、全ての事業所などにおいて合理的配慮の提供が障害者差別解消法により義務化されました。このことを契機に、日常生活の中で合理的配慮を意識し、より良い町づくりに取り組んでいきましょう。

人権についての電話による相談窓口（平日のみ）

●同和問題をはじめとするさまざまな人権問題

熊本県人権センター ☎ 384-5822

午前9時～正午と午後1時～4時

●障がい者の人権および権利擁護

障がい者110番 ☎ 354-4110 午後1時～5時

●法律問題、人権問題、人権侵害への救済について

みんなの人権110番 ☎ 0570-003-110

午前8時30分～午後5時15分

以下全て午前8時30分～午後5時15分

●女性の人権

女性の人権ホットライン ☎ 0570-070-810

●子どもの人権

子どもの人権110番 ☎ 0120-007-110

●いじめについて

益城町いじめ電話相談 ☎ 286-1770

●さまざまな人権問題

益城町福祉課人権対策係 ☎ 289-1400



蛭子さんの社



六地藏



床間の猿田彦大神



横町地藏

舎であるワーキングスペース
o n e t の前面広場に祀られ、
子どもたちを見守っています。
広い歩道、ちよつとした休憩所
など散策しやすい工夫が施された
新たな横町通りを一度歩いてみま
せんか？
参考文献「益城町史」

益城町文化財保護委員会